

全国障害者スポーツ大会中四国ブロック予選会参加費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第9条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成22年4月20日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、<u>令和5年5月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第4号及び第7号並びに第7条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月26日から施行する。</p> <p>2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の前においても行うことができる。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条～第9条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成22年4月20日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、<u>令和6年5月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第4号及び第7号並びに第7条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月26日から施行する。</p> <p>2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の前においても行うことができる。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p>

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

新

別表第1(第3条関係)

1 補助対象	2 補助対象経費	3 補助率
全国障害者スポーツ大会中四国ブロック予選会に参加する団体競技チーム	(1)交通費 ア 鉄道料金 (特急料金を含む。) イ 自動車燃料代 ウ 有料道路料金 エ バス借上げ料金 オ 旅行保険料 (2) 宿泊料金 宿泊料(注) (3) <u>PCR検査料</u> <u>ア 検査手数料</u> <u>イ 検査キット送付料</u>	補助対象経費について (1)10分の10以内 (2) <u>10分の10以内</u>

(注) 職員の旅費に関する条例(昭和29年高知県条例第36号)別表第1の1に規定する乙地方の宿泊を上限額とする(宿泊諸費及び旅行雑費は、含まない。)

旧

別表第1(第3条関係)

1 補助対象	2 補助対象経費	3 補助率
全国障害者スポーツ大会中四国ブロック予選会に参加する団体競技チーム	(1)交通費 ア 鉄道料金 (特急料金を含む。) イ 自動車燃料代 ウ 有料道路料金 エ バス借上げ料金 オ 旅行保険料 (2) 宿泊料金 宿泊料(注)	補助対象経費について (1)10分の10以内 (2)2分の1以内

(注) 職員の旅費に関する条例(昭和29年高知県条例第36号)別表第1の1に規定する乙地方の宿泊を上限額とする(宿泊諸費及び旅行雑費は、含まない。)